

制 定 内 容 要 点

若狭町議会議員政治倫理条例の制定について

1) 制定理由

地方議会議員のなり手の確保を目的とする地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）の施行を受け、地方自治法改正の趣旨に沿った若狭町議会議員政治倫理条例の制定が必要となったため。

【主な内容】

■議員及び議員の親族に係る請負等に関する規制

- 1 議員の2親等以内の親族及び同居の親族、議員又は親族が実質的に経営に携わる法人の若狭町に対する請負禁止を撤廃する。
- 2 議員が若狭町の設置する公の施設の管理を行う指定管理者となる法人その他の団体の役員に就くことを禁止する。

■政治倫理審査特別委員会の設置

- 1 政治倫理基準に違反した疑いのある議員の審査手順について規定し、審査については特別委員会を設置して行うこととする。

2) 附則

- ①施行日：令和7年4月1日から施行する。